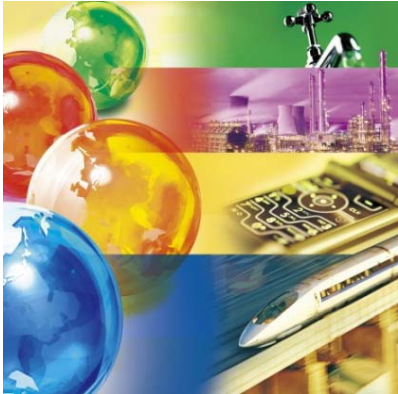


UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)

■円コース<毎月分配型> ■豪ドルコース<毎月分配型> ■ブラジルリアルコース<毎月分配型> ■南アフリカランドコース<毎月分配型>
 [追加型投信/内外/債券]
 ■マネーボール[追加型投信/国内/債券]



第89期決算のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、『UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)』各通貨コースは、2017年5月25日に決算を迎えました。

当期の分配金額について、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

■当期分配金(1万口当たり、税引前):2017年4月26日~2017年5月25日

| | |
|-------------|------|
| 円コース | 20 円 |
| 豪ドルコース | 90 円 |
| ブラジルリアルコース | 90 円 |
| 南アフリカランドコース | 50 円 |

※上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。ただし、運用状況等によっては、委託会社の判断で分配金の金額が変わる場合、又は分配金が支払われない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

◎分配方針

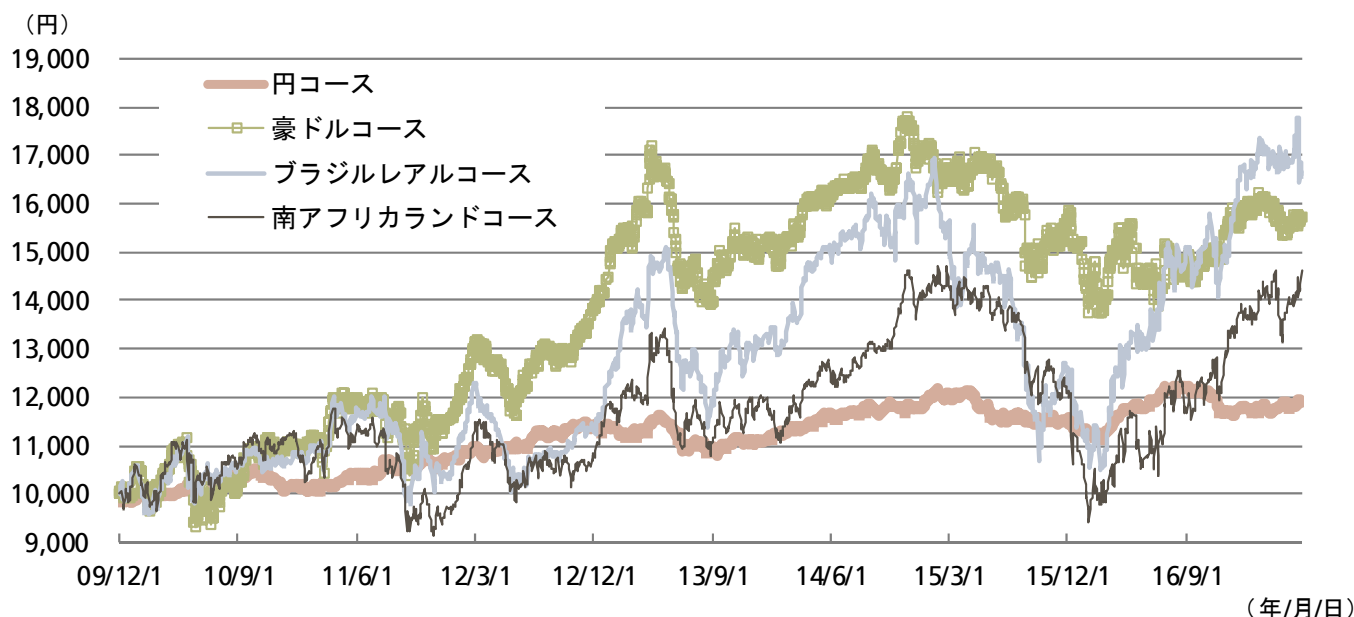
当ファンドは、毎月の決算時(毎月25日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として、継続した分配を行うための分配原資の水準、運用実績および市況動向等を勘案して分配金額を決定します*。分配原資は基本的に、(外国投資信託への投資を通じて当ファンドが得られる)債券の金利収入と売買益(評価益を含む)、および、各通貨コース毎に異なる為替取引によるプレミアム(円コースの場合は為替ヘッジ・コストを差し引く)から、当ファンドの信託報酬等費用を差し引いた額になります。

今後とも「UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)」をご愛顧賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

*「原則として継続的な分配を行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。分配金は分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「分配方針」をご覧ください。

■各コース、設定来の基準価額(分配金再投資)の推移(2009年12月1日～2017年5月25日)



■当期の各コース騰落率

| | |
|-------------|--------|
| 円コース | 0.53% |
| 豪ドルコース | 1.18% |
| ブラジルリアルコース | -0.49% |
| 南アフリカランドコース | 3.77% |

基準価額(分配金再投資)は、運用管理費用(信託報酬)控除後、ファンドの分配金(1万口当たり、税引前)でファンドを購入(再投資)したと仮定した場合の価額です。
データは過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

基準価額の騰落率と実際の投資家利回りは異なります。
※表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しています。

ファンドの特色

■外国投資信託への投資を通じて、実質的に、日本を含む世界の「公共公益」企業の発行する債券を投資対象とします。

- ・当ファンド(「マネープール」を除く)が投資対象とする外国投資信託の運用は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドが行います。
- ・「公共公益」企業とは、私たちの生活に不可欠なサービスを提供する企業です。

「マネープール」は、信用度の高い円建て短期公社債等に投資を行い、利息等収益の確保を図ります。

■4つの通貨コースおよびマネープール*で構成されています。

- ・通貨コースには、「円コース」、「豪ドルコース」、「ブラジルリアルコース」、「南アフリカランドコース」の4つのコースがあります。
- ・各通貨コースは、実質的な投資対象である世界の公共公益債券(以下「投資対象資産」という場合があります。)について、円コースでは実質的に円建てとなるように為替取引(円コースでの為替取引を以下「為替ヘッジ」という場合があります。)を行い、対円での為替変動リスクの低減を図りますが、円コース以外の通貨コースでは実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行いますので、それぞれの通貨と円との間での為替変動の影響を受けます。

※為替取引とは、投資対象資産に係る通貨を売り予約し、各通貨コースの通貨を買い予約する取引をいいます。

*「マネープール」のお取扱いは、販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・各ファンド間でスイッチングができます。

| | | | | |
|------|--------|------------|-------------|----------|
| 円コース | 豪ドルコース | ブラジルリアルコース | 南アフリカランドコース | マネープール*1 |
|------|--------|------------|-------------|----------|

*1 マネープールは、各ファンドからのスイッチング以外によるお買付は行えません。

※申込の取扱いを行うファンドは販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)を構成する各ファンド間でスイッチングが活用できる仕組みになっています。ただし、スイッチングの対象ファンドおよびスイッチングの方法は、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■原則として毎月25日に決算を行い、毎月の安定分配を目指します*(マネープールを除く)。

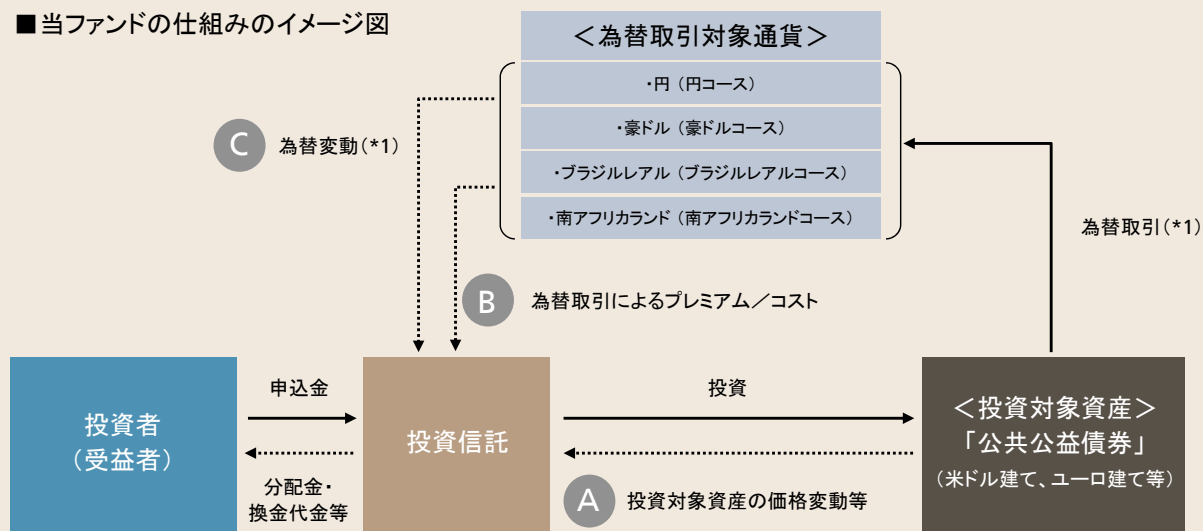
ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

*「安定分配を目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

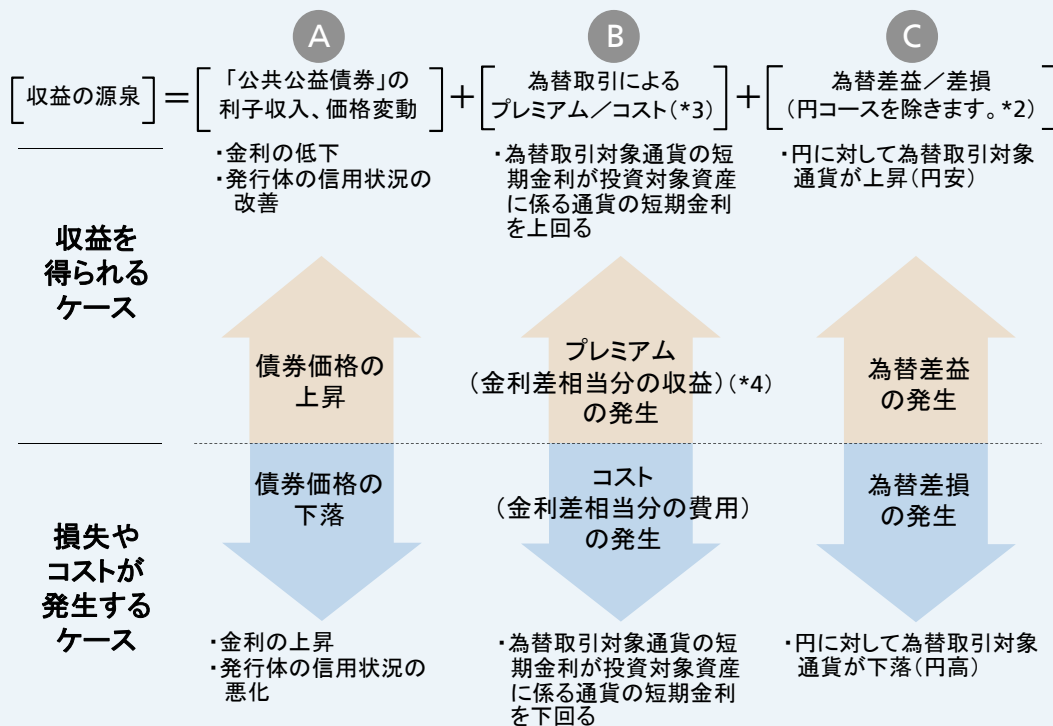
◎「UBSグローバル公共公益債券ファンド(通貨選択シリーズ)」(「マネープール」を除く)は、世界の公共公益債券(以下「投資対象資産」という場合があります。)への投資に加えて、投資対象資産について、実質的に円建てとなるように為替取引(円コースでの為替取引を以下「為替ヘッジ」という場合があります。)を行い、対円での為替変動リスクの低減を図る円コースまたは、実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行う円コース以外の通貨コースの中から、投資者のニーズに合った通貨のコースを選択できるよう設計されています。

■当ファンドの仕組みのイメージ図



*1 円コースでは、米ドル建て、ユーロ建て等の投資対象資産について、実質的に円建てとなるように対円での為替ヘッジを行います。完全に為替変動リスクを排除できるものではありません。円コース以外の各通貨コースでは、米ドル建て、ユーロ建て等の投資対象資産について、実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように為替取引を行いますので、当該各通貨コースの通貨と円との間では為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

◎当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応したリスクが内在していることに留意が必要です。



*2 円コースは、投資対象資産について、実質的に円建てとなるように対円での為替ヘッジを行いますので、◎は収益の源泉にはなりません。ただし、完全に為替変動リスクを排除できるものではありません。

*3 為替取引に関する規制が多い新興国通貨の場合、NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)を利用する場合があります。NDFを用いて為替取引を行う場合、為替取引プレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)は、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

*4 後記「ファンドの主なリスク 3. 為替取引プレミアム(金利差相当分の収益)に係るリスクおよび留意点」をご覧ください。

※上記はイメージであり、実際の投資成果を示唆、保証するものではありません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

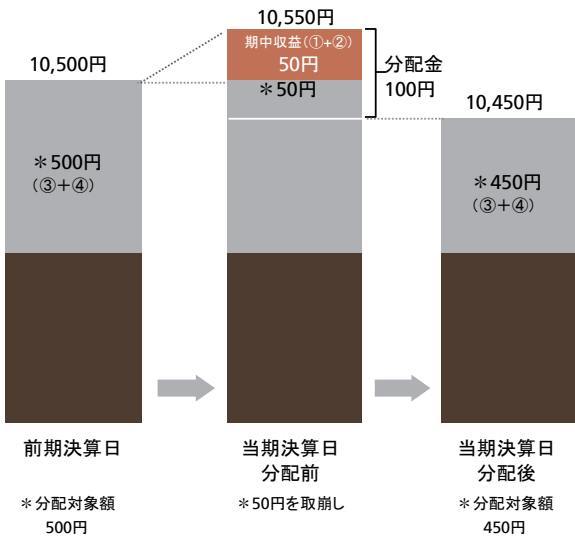
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



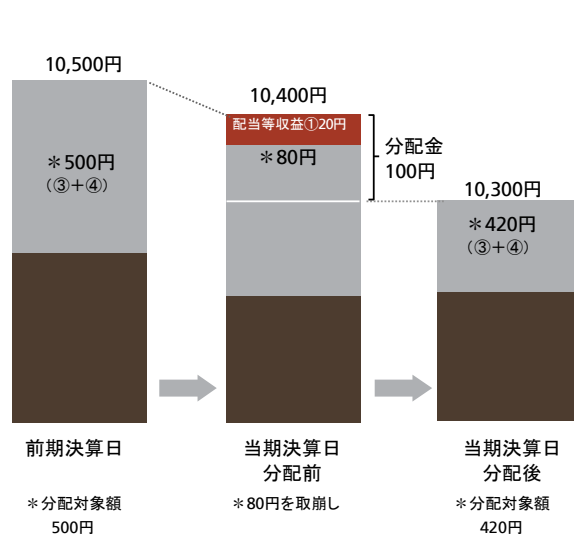
◎分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

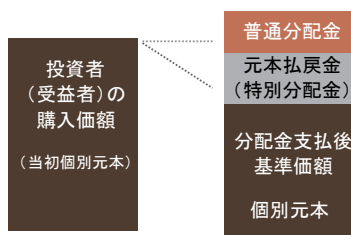


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

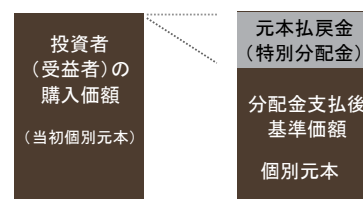
◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■各ファンド共通(「マネープール」を除く)

1. 公社債に関する価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動(金利変動リスク)および発行体の信用力の変化(信用リスク)の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

2. 為替変動リスク

「豪ドルコース(毎月分配型)」、「ブラジルリアルコース(毎月分配型)」、「南アフリカランドコース(毎月分配型)」投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的に各通貨コースの通貨建てとなるように各通貨コースの通貨(*)での為替取引を行いますので、円貨ベースでの資産価値は当該通貨コースの通貨(*)の為替変動の影響を大きく受けます。したがって、為替の変動に伴って、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、完全に投資対象資産に係る通貨の影響を排除することはできませんので、投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。当該通貨コースの通貨(*)の金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合は、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

(注)文中の(*)については、下記の表よりそれぞれ当てはめてご覧ください。

| | 豪ドルコース | ブラジルリアルコース | 南アフリカランドコース |
|---|--------|------------|-------------|
| * | 豪ドル | ブラジルリアル | 南アフリカランド |

「円コース(毎月分配型)」

投資対象である外国投資信託の投資対象資産について、原則として実質的に円建てとなるように対円での為替ヘッジを行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを排除することはできませんので、基準価額は円と投資対象資産に係る通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が投資対象資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

3. 為替取引プレミアム(金利差相当分の収益)に係るリスクおよび留意点

円コースを除く各通貨コースでは、投資対象資産に係る通貨と各通貨コースの通貨(為替取引対象通貨)との間の短期金利の差(為替取引プレミアム)を収益機会とする一方、選択された通貨コースの通貨と円との間の為替変動の影響を大きく受けます。したがって、選択された通貨コースの通貨に対して円が上昇(円高)した場合には、基準価額は下落し、損失を被る可能性があります。

4. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

■「マネープール」

1. 金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

2. 信用リスク

ファンド資産を公社債およびコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、取引相手方による債務不履行により損失が発生する可能性があります。

その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

・[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

・外国投資信託の投資対象資産について為替取引を行う際、一部の新興国においては通貨の受渡に制約があるため、NDF※(ノン・デリバラブル・フォワード)を用いる場合があります。

NDFの取引価格の値動きと実際の為替市場の値動きは、需給動向や規制等の影響により、大きく乖離する場合があります。その結果、投資成果は、実際の為替市場や金利市場の動向から理論上期待される水準と大きく乖離する場合があります。また、市場規模の縮小や当局の規制等によりNDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

※NDFとは、新興国の通貨を売買する際に利用される直物為替先渡取引の一種で、主に金融機関と相対で取引されます。

NDFにおいては当該国通貨の受渡が発生せず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済されます。

「リスク管理体制」等については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■投資者が直接的に負担する費用

| 時期 | 項目 | 費用 |
|-----|---------|--|
| 購入時 | 購入時手数料 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24% (税抜3.0%) 以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。(スイッチングの場合は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 1.62% (税抜1.50%) 以内 で販売会社が定める率を乗じて得た額) 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。(「マネープール」へのスイッチングには購入手数料はかかりません。) ※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。 |
| 換金時 | 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額の 0.3% 「マネープール」には信託財産留保額はありませぬ。 |

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 時期 | 項目 | 費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|--|------|----------------------|--------------|--|---------|---|------|---------------------------------|--------------------|------|-------|--------------|------|-------|---|------|-------|--------------------|------|------|------|----------|----------|----------|
| 保有時 | 運用管理費用 (信託報酬) | <p>■各ファンド(「マネープール」を除く)</p> <p>日々の純資産総額に対して年率0.9504% (税抜年率0.88%)を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)</p> <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.34%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.50%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.04%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>投資対象とする投資信託証券 ファンドの純資産総額に対して年率0.70%程度 (委託会社が試算した概算値)</p> <p>実質的な負担 ファンドの純資産総額に対して年率1.6504%程度</p> <p>■マネープール</p> <p>日々の純資産総額に年0.5940% (税抜年0.55%)を上限とする率を乗じて得た額とします。 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)</p> <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.25%</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.25%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.05%</td> <td>運用財産の管理、運用指図実行等の対価</td> </tr> </table> <p>※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※運用管理費用は、無担保コール翌日物の金利水準により毎月見直されます。上記の表に記載された率は上限です。</p> <p>・平成28年9月末現在の「マネープール」の運用管理費用(信託報酬)は年率0.081%以内(税抜年率0.075%以内)です。 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)</p> <table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>販売会社</td> <td>受託会社</td> </tr> <tr> <td>0.030%以内</td> <td>0.030%以内</td> <td>0.015%以内</td> </tr> </table> | 委託会社 | 0.34% | 委託した資金の運用の対価 | 販売会社 | 0.50% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 | 受託会社 | 0.04% | 運用財産の管理、運用指図実行等の対価 | 委託会社 | 0.25% | 委託した資金の運用の対価 | 販売会社 | 0.25% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 | 受託会社 | 0.05% | 運用財産の管理、運用指図実行等の対価 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 0.030%以内 | 0.030%以内 | 0.015%以内 |
| 委託会社 | 0.34% | 委託した資金の運用の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 0.50% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 0.04% | 運用財産の管理、運用指図実行等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 0.25% | 委託した資金の運用の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 0.25% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 0.05% | 運用財産の管理、運用指図実行等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.030%以内 | 0.030%以内 | 0.015%以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他の費用・手数料 | <p>諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%(「マネープール」は0.05%))として、原則毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用</p> <table border="1"> <tr> <td>監査費用</td> <td>監査法人等に支払うファンド監査に係る費用</td> </tr> <tr> <td>印刷費用等</td> <td>法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等</td> </tr> </table> <p>実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用</p> <table border="1"> <tr> <td>売買委託手数料</td> <td>有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料</td> </tr> <tr> <td>保管費用</td> <td>海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用</td> </tr> </table> <p>※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。</p> | 監査費用 | 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用 | 印刷費用等 | 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等 | 売買委託手数料 | 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料 | 保管費用 | 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 監査費用 | 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 印刷費用等 | 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 売買委託手数料 | 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保管費用 | 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込みメモ

| | |
|----------|--|
| 購入・換金単位 | 販売会社が独自に定める単位とします。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円) |
| 換金価額 | 各ファンド(「マネープール」は除く): 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 マネープール: 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社でお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けたものを当日の申込分とします。 |
| 購入・換金不可日 | ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、購入および換金の申込の受付は行いません。(ただし、「マネープール」の換金申込を除きます。) |
| 信託期間 | 設定日(平成21年12月1日)から平成31年8月26日まで ※受益者に有利であると認めるときは、信託期間の延長をすることができます。 |
| 繰上償還 | 各ファンドの純資産総額が30億円(「マネープール」は100万円)を下回ることとなったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となることがあります。 |
| 決算日 | 各ファンド(「マネープール」は除く): 毎月25日(休業日の場合は翌営業日) マネープール: 毎年2月25日および8月25日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 各ファンド(「マネープール」は除く): 毎月(年12回)の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。(再投資可能) マネープール: 年2回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。(再投資可能) |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 |

※マネープールは各ファンドからのスイッチング以外による購入は行えません。

ファンドの関係法人

| | |
|------------------------------------|--|
| 委託会社 | UBSアセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| 各ファンドが 投資対象とする 投資信託の 運用会社 | 「グローバル・コンサバティブ・セクター・コーポレート・ボンド・ファンド」 UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド 「UBS短期円金利マザーファンド」 UBSアセット・マネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 販売会社 | |

| 商号等 | | 加入協会 | | | |
|--------------|---------------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| | | 日本証券業協会 | 一般社団法人 日本投資 顧問業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号 | ○ | ○ | ○ | |
| UBS証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2633号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 高木証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号 | ○ | | | |

本資料は、運用状況に関する情報提供を目的として、UBSアセット・マネジメント株式会社によって作成された資料です。投資信託は値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本は保証されているものではありません。また、投資信託は預貯金とは異なり、元本は保証されておらず、投資した資産の減少を含むリスクがあることをご理解の上、購入のお申込をお願いいたします。投資信託は預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関を通じてご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。本資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成されておりますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。本資料の中で記載されている内容・数値・図表・意見・予測等は、本資料作成時点のものであり、将来の市場動向、運用成果等を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。購入のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目録見書)等をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。